## オンライン請求の保険医療機関・保険薬局の皆様へ

宮城県国民健康保険団体連合会

# 令和5年4月以降に行う返戻再請求は オンラインで行うことになります。

オンライン請求医療機関等からの返戻再請求については、令和4年9月30日付け厚生労働省保険局 医療介護連携政策課長通知(保連発0930第1号)により、令和5年3月原請求分からオンラインによる ものとすることが示されました。

現在、オンライン再請求を実施していない医療機関等の皆様におかれましては、レセコンベンダ等と調整を 図り、同年3月までにオンライン再請求に対応するよう準備をお願いします。

なお、オンラインによる再請求は、月遅れ分を含み、令和 5 年 4 月以降に請求するレセプトが対象となる ことから、オンライン請求システムから返戻レセプト(返戻ファイル)のダウンロードをお願いします。

#### 令和4年9月30日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課長通知(保連発0930第1号) 【抜粋】

- 〇「審査支払機能の在り方に関する検討会報告書」等に沿って、以下のとおり対応することとしていま した。
  - ① 紙媒体で返戻されたレセプト(※)に係る再請求を除き、オンライン請求医療機関等について、 再請求をオンラインによるものとする。
    - ※ 当初、令和3年10月から紙媒体による返戻を廃止することとしており、その場合でも紙媒体に依らざるを得ない返戻レセプトが想定されていた。
  - ② 全ての保険者による再審査申出について、オンラインによるものとする。なお、紙媒体で請求 されたレセプトに係る再審査申出については、引き続き、紙媒体での再審査申出を可能とする。
- ○上記について、医療機関・薬局、保険者を顧客とするシステム事業者の対応状況等を踏まえ、2023年 3月原請求分からオンラインによるものとします。
- 「電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する取扱要領」の改正及び詳細については、追って通知いたします。
  - ⇒ 令和5年1月23日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課長通知(保連発0123第1号)において 通知されました。
- 厚生労働省においては、上記時期からのオンライン化を円滑に実施できるよう、システム事業者に対して必要な対応を完了するよう改めて働きかけるとともに、関係機関と連携して周知の徹底を図るものとします。
- その上で、システム事業者の対応状況を把握した上で、やむを得ない場合の必要な対応について検討 を行います。
  - ⇒ 令和5年1月23日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課長通知(保連発0123第1号)において 通知されました。
- なお、オンライン請求医療機関等に対する紙返戻の廃止については、引き続き、医療機関・薬局及びシステム事業者に対応を求め、令和6年度中の廃止を目指します。

#### オンライン請求の保険医療機関・保険薬局の返戻再請求について

請求方法の届出	返戻の方法	再請求の方法
オンライン	オンライン(オンライン請求システムから ダウンロード) + 紙媒体(郵送)	オンライン

レセプトの請求をオンラインにより行うこととし、審査支払機関に「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」を届け出た保険医療機関及び保険薬局への返戻は、紙媒体とオンラインで送付していますが、当該返戻の再請求は、オンラインによるものとなります。オンライン請求システムから返戻レセプトのダウンロードをお願いします。

紙媒体のみによる返戻の場合、再請求は紙媒体によるものとなります。一次審査における返戻で、返戻付せんの右上に【紙レセプト】と印字されているものは、紙媒体のみによる返戻となりますので、再請求は紙媒体によるものとなります。

## オンライン請求の保険医療機関・保険薬局の皆様へ

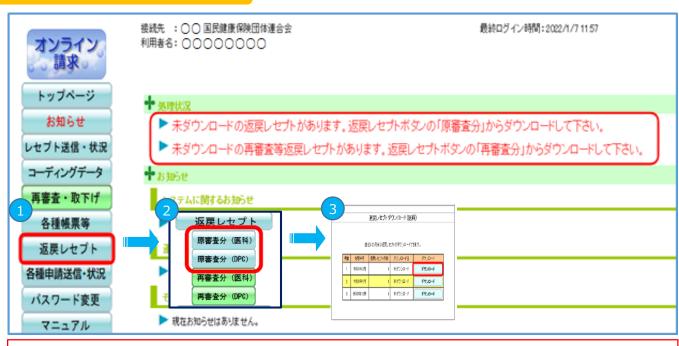
宮城県国民健康保険団体連合会

## 令和5年4月以降に行う返戻再請求は オンラインで行うことになります。

#### オンラインによる返戻再請求の手順

- ① 返戻レセプトをダウンロードオンライン請求システムから返戻レセプト(返戻ファイル)のダウンロード⇒ ダウンロード方法は、裏面を御覧ください
  - 注)ダウンロードできる返戻レセプトは、直近3か月分です
    - ② レセプトコンピュータへ取込み オンライン請求システムからダウンロードした返戻レセプト(返戻ファイル)を、 レセプトコンピュータに取込む
      - ③ レセプトの修正と再請求 レセプトコンピュータに取込んだレセプトを修正し、再請求を行う
  - 注)返戻再請求レセプトのレセプトコンピュータへの取込み、修正、再請求の手順等については、 レセコンベンダ等へ御確認ください

#### 返戻レセプトのダウンロード方法



- ① 画面左の【返戻レセプト】をクリックします。 【返戻レセプト】の下に、【原審査分(医科)】・【原審査分(DPC)】・【再審査分(医科)】・ 【再審査分(DPC)】が表示されます。
- ② ダウンロードするデータに応じて、【原審査分(医科)】または【原審査分(DPC)】をクリックします。
- ③ 【ダウンロード】をクリックします。 その後、保存する場所を指定して「保存」ボタンをクリックし返戻レセプトをダウンロードして下さい。

## オンライン請求の保険医療機関・保険薬局の皆様へ

宮城県国民健康保険団体連合会

## 令和5年4月以降に行う返戻再請求は オンラインで行うことになります。

### 返戻再請求及び再審査申出のオンライン化に関するQ&A

#### ○ 令和4年10月26日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡 【抜粋】

- 問1 オンライン請求医療機関等が行う返戻再請求について、「紙媒体で返戻されたレセプト(※) に係る再請求を除き」オンライン化することとされているが、「紙媒体で返戻されたレセプト (※)」とは具体的にどういったものを指すか。
- (答) 具体的に「紙媒体で返戻されたレセプト(※)」とは、審査支払機関から、紙媒体のみで返戻される場合のレセプトを指す。
  - (例) 医療機関等から公費請求分が摘要欄において請求され、審査支払機関から保険者等に対して請求されたレセプトなど、審査支払機関のシステムにおいて紙媒体に変換されたレセプト

一方で、令和5年4月以降も、オンライン請求医療機関等に対して、紙媒体とオンラインによる返戻がなされることとなるが、こうした場合の返戻再請求はオンラインによることとなる。

- 問2 「2023年3月原請求分」から返戻再請求及び再審査申出をオンライン化することとされているが、 具体的には医療機関・薬局や保険者はいつからオンラインによる対応を行う必要があるか。
- (答) オンライン請求医療機関等や保険者については、オンライン請求医療機関等が審査支払機関に対して2023年3月に行う原請求(通常2月診療分について行うことが想定される。)に係る返戻再請求や再審査申出の時期以降、オンラインによる対応が求められる。具体的には、診療年月にかかわらず、2023年4月以降に行う返戻再請求や再審査申出についてオンラインで対応する必要がある。

なお、審査支払機関から2023年3月以前に返戻・請求された明細書についても、2023年4月以降にオンライン請求医療機関等が返戻再請求し、又は保険者が再審査申出する場合は、オンラインで対応する必要があることに留意すること。

#### ○ 令和5年1月23日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡(問3の追加) 【抜粋】

- 問3 2023年4月以降にオンラインで返戻再請求をしようとした場合で、オンライン請求システム上のダウンロード期間を超過したため、返戻レセプトをダウンロードできなかったときは、どのような取扱いとなるか。
- (答) オンライン請求システムにおいては、直近3か月分の処理に係る返戻レセプト(返戻ファイル)をダウンロードすることが可能であり、2023年4月以降に、オンラインによる返戻再請求を予定するオンライン請求医療機関等においては、当該期間中に予め返戻レセプト(返戻ファイル)をダウンロードし、これを修正して再請求する必要がある。

ただし、2023年4月からオンラインでの対応を開始する医療機関等にあっては、再請求に当たり、既にダウンロード可能期間が終了したため、2022年12月処理分以前の返戻レセプト(返戻ファイル)をダウンロードできなかった場合に限り、審査支払機関から紙媒体で返戻されたレセプトを用いて、再請求を行うことができる。